

平成20年度

大学評価研究委託事業  
公募要領

平成20年5月  
文部科学省

# 目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
	(1) 対象とする事業	1
	(2) 申請要件	2
	(3) 申請件数・申請者等	2
	(4) 実施期間	2
	(5) 事業の実施結果報告等	2
	(6) 事業規模及び選定予定件数	2
3	選定方法等	2
4	申請手続等	
	(1) 申請書	3
	(2) 申請手続	3
	(3) 選定結果の通知	3
	(4) 公表	3
	(5) 契約等	3
5	問合せ先・スケジュール	4

## 1 事業の背景・目的

国際的な通用性、信頼性のある高等教育の質を確保するため、自己点検・評価、認証評価等の各般の制度は極めて重要な役割を担っています。

認証評価（機関別、専門職大学院専門分野別）については、それぞれ複数の評価機関の創意工夫による多元的な評価が行われ、自己点検・評価については、適正な評価項目等による評価が行われ、これらの評価結果等を、大学等自らが教育研究活動の質の維持・向上に資することが重要です。

このため、機関別評価、分野別等評価における具体的な評価基準・評価方法等に関する参考となる多元・多様な事例を集積・提供し、大学等が利活用することにより、自ら行う自己点検・評価の一層の充実を図るなど、大学評価の質の向上に結びつけることを目的とします。

## 2 事業の概要

### (1) 対象とする事業

認証評価機関、認証評価を行おうとする機関、大学等、学協会等を対象として、機関別評価、分野別等評価における評価基準、評価方法、判定基準、評価員の研修方法等の参考となる事例の集積・提供などを行う事業。

#### 【事業・テーマ（例示）】

○評価機関が、相互に連携して大学評価の質の向上を図るため、評価基準、評価方法、判定方法、評価結果、評価員の研修方法等について調査・分析を行うなど評価制度の充実・発展に資する事業

（テーマ）

- ・ 各大学が多様な評価機関を容易に受けられることが出来るよう、大学における作業の効率化・円滑化に配慮して、認証評価機関が共通に活用しうる資料・データ等を整理したデータベースの研究開発
- ・ 教育研究活動等における成果を重視した、教育成果・研究成果に関する多面的な評価方法や、大学等の目的・規模・個性・特徴等の様々な構造・条件等を考慮した、多様な評価指標・評価方法等の研究開発
- ・ 各認証評価機関が共通して活用しうる評価員の研修方法や研修教材等の研究開発
- ・ 各認証評価機関が行う認証評価の公正性・適確性・透明性を確保するよう、大学評価基準に基づく判断の水準やあり方等に関する研究
- ・ 評価機関が行う評価の質の高さや適正さを担保する仕組み等に関する研究
- ・ 諸外国の大学評価制度に関する調査

○認証評価機関による評価結果の社会における活用状況等を調査し、大学評価の社会への定着と評価文化の醸成に資する事業

（テーマ）

- ・ 大学、学習者、社会に対する説明責任を果たしうる、評価結果（報告書）内容のあり方や、大学、学習者等による認証評価機関が行った評価結果の活用状況等を踏まえた、認証評価機関による評価結果の公表・情報提供のあり方等に関する研究

○学部・大学院における分野別等評価の参考となる多元・多様な事例を集積・提供し、外部評価、第三者評価の実施に資する事業

(テーマ)

- ・ 評価機関が新たに専門職大学院の分野別認証評価機関となるための、関係職能団体等との連携・協力による評価基準、評価方法、判定方法や、評価機関が学部学科・大学院専攻の分野別第三者評価機関となるための、関係学協会等との連携・協力による評価基準、評価方法、判定方法等の研究開発

## (2) 申請要件

- ① 委託期間終了後も自立的かつ発展的な運営を行っていくための計画が明確であること。
- ② フォーラム、シンポジウムの開催等多様な方法により、事業の開発・実施を通じて得られた成果を普及させるための方策が明確であること。

## (3) 申請件数・申請者等

- ① 申請件数については、原則1機関等1件とします。
- ② 本事業の申請は、事業を実施する者が所属する機関等の長が文部科学大臣宛に行うこととします。
- ③ 申請内容の詳細については、「大学評価研究委託事業申請書作成要領」を参照してください。

## (4) 実施期間

事業の実施期間は、平成20年度とします。

## (5) 事業の実施結果報告等

事業終了時には、終了した日から10日以内もしくは平成21年3月31日、いずれか早い日までに「事業実施結果報告書」及び「事業完了決算書」を速やかに提出をしてください。

## (6) 事業規模及び選定予定件数

事業規模は概ね1千万円を範囲内とし、選定件数は10件程度を予定しております。

## 3 選定方法等

事業の選定は、有識者からなる「大学評価研究委託事業選定委員会」において行います。

選定方法等については、①事業内容、②事業の実施計画、③事業の有効性、④事業の評価体制、⑤委託期間終了後の方針について、本事業の目的に照らし、事業内容が適切であるかを判定し、その判定を踏まえ総合的に判定し選定することとします。

## 4 申請手続等

### (1) 申請書

- ① 「大学評価研究委託事業申請書作成要領」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、文部科学大臣宛に申請してください。
- ② 申請書は、提出後の差し替えや訂正は認めません。また、提出された申請書について、不備がある場合、選定の対象とされないことがあります。
- ③ 申請書は、返還いたしませんので、必要な場合には各機関等において控えを保管するようにしてください。

### (2) 申請手続

申請書は、平成20年6月18日（水）までに提出してください。

郵送の場合は、配達証明ができる方法（配達記録、小包、簡易書留等）で余裕をもって発送してください。

いずれの方法においても期間を過ぎた場合は、事故等を除き原則として受け付けません。

#### 【提出する申請書部数】

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 1. 「大学評価研究委託事業申請書」                  | 10部 |
| 2. 申請書のデータをCD-R(W)にPDFファイルとして保存したもの | 1枚  |

#### 【提出先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省高等教育局高等教育企画課国立大学法人評価委員会室

### (3) 選定結果の通知

選定された場合には、機関等の長あてに選定結果を通知いたします（7月初旬予定）

### (4) 公表

募集締切後、申請機関等名及び事業名を、文部科学省ホームページにおいて公表する予定です。また、選定された事業についても選定機関等名及び事業名を公表する予定です。

### (5) 契約等

- ① 選定された事業については、国と機関等の長との間で委託契約を締結することとなります。事業の実施に際しては、大学評価研究委託事業実施要綱等に基づき委託契約に係る諸手続が必要となります。

- ② 申請の際、平成20年度における事業計画の所要経費の積算を提出していただくこととなりますが、委託契約額として機関等に措置する事業経費は、事業計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定します。
- ③ 本事業に申請しようとする事業が、他の事業の委託金あるいは補助金等により経費措置を受けている場合は、本事業に申請することはできません。事業を申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業と十分整理した上で申請してください。
- ④ 選定された機関等においては、本事業の目的・趣旨を踏まえ、機関等が自ら事業の成果等を各機関等の所有するウェブサイト等を活用し公表してください。  
また、成果を活かし、評価機関、大学等で行う各種調査研究、フォーラム等への活用ができるよう情報提供をお願いします。
- ⑤ この委託業務の事業実施結果報告書に関する著作権については、この委託事業の完了又は廃止の承認の日をもって、文部科学省に無償で譲渡することとなります。  
ただし、当該報告書については、著作者人格権を行使しない範囲で、利活用することとなります。

## 5 問合せ先・スケジュール

### 《問合せ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省高等教育局高等教育企画課国立大学法人評価委員会室  
電話：03-5253-4111（代表）内線3309  
FAX：03-6734-3385  
ホームページ：http://www.mext.go.jp

### 《スケジュール》

- 申請書の提出期間：平成20年6月18日（水）（必着）
- 選定結果の通知：平成20年7月初旬（予定）